

暮らしてお金のいろは

第8回

Q

父が他界し、金融資産を相続しました。資産の中には国債、投資信託などもありますが、大半が現預金です。これを機会に運用商品の保有を考えています。どのようにすれば良いでしょうか？

(50代 男性)

A

運用商品を保有するのは良いことです。ただし、今後のライフプランをしっかりと把握した上で保有することをお勧めします。

「相続による資産をどのようにしたら良いか」という質問は近年増えてきています。運用商品を保有することは良いことです。しかし、「預貯金では資産が増えない」という理由で運用商品を購入するのは危険です。

資産運用は、「暮らしを豊かにし、安心した生活を送るための手段」の一つに過ぎません。まずは、次の4つのポイントを知ることが大切です。

- ① 今後希望する暮らしに、どのようなお金が必要かを知る
- ② 「守る資産」と「攻める資産」を区分けして運用する
- ③ 株式投資・投信などにこだわらず、利回り確定の保険なども活用する
- ④ 運用しながら同時に、自分の相続にも備える

最近、貯蓄から投資へと言われていますが、まずは自分自身のライフプランを明確にすることが重要です。お父様が貯めてきた資産には「思い」が詰まっています。安易な投資で思いが削られないよう、事前に身近なFPに相談することをお勧めします。

運用のポイント

- ① ライフプランを明確にする。
- ② 「守る資産・攻める資産」に分ける。
- ③ 利回り確定の保険なども活用する。
- ④ 運用しながら「相続」にも備える。

好評につき第2弾開催!!

大森先生による
無料個別相談



「シニアふるさと通信」経由でご予約されると
通常1回1時間3000円が無料になります

3月1日(土)~3月16日(日)

お申し込み ☎029-886-9790
(シニアふるさと通信)

これまでの「暮らしとお金のいろは」
連載記事がご覧いただけます

ファミリーライフクラモチ

検索

SL13-5160-0065

2014年2月現在の税制・税率等に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますのでご注意ください。
個別の税務に関する取扱いには、税理士または所轄の税務署へお問い合わせください。
協力 募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120-012300665